平成２４年（フ）第５４２号
愛知県岡崎市藤川町字沖野々22番地　ハミング沖野々Ｂ―205、前住所愛知県名古屋市天白区向が丘４丁目514番地　レオパレス平針黒石201号
債務者　越智　雄大
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
岡山県倉敷市昭和１丁目２番31―1207号　朝日プラザエグゼ14
債務者　坂本　　実
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
岡山県倉敷市昭和１丁目２番31―1207号　朝日プラザエグゼ14
債務者　坂本美由紀（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
岡山県倉敷市福田町古新田773番地３　プラザ773―103
債務者　平松　俊夫
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
岡山県倉敷市福田町古新田773番地３　プラザ773―103
債務者　平松　桂子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
岡山県井原市芳井町東三原2437番地13
債務者　藤枝　由起
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７６５号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番16号　№４ミユキＭＳ―103号、申立時の住所札幌市西区八軒６条西９丁目１番13号　№３ミユキＭＳ―102号
債務者　西川　一利
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７６６号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番16号　№４ミユキＭＳ―103号、申立時の住所札幌市西区八軒６条西９丁目１番13号　№３ミユキＭＳ―102号
債務者　西川　仁美
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３１号
札幌市豊平区西岡４条２丁目３番２―307号
債務者　高薄　英子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８３号
札幌市北区拓北３条１丁目１番２―101号
債務者　武山　敦子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８４号
札幌市北区拓北３条１丁目１番２―101号
債務者　武山　和也
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８５号
札幌市北区拓北３条１丁目１番２―101号
債務者　武山　信也
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４７号
札幌市東区北36条東25丁目１番19号
債務者　穴澤　富子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８２号
北海道北広島市新富町西１丁目３番地18
債務者　東田　智子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８６号
札幌市東区伏古３条２丁目２番26号　佐渡伏古マンション301号
債務者　熊谷　美和
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３８号
札幌市北区北27条西６丁目２番30号　ショパンシャトーノクターンＯＰ27―301号
債務者　中村　綾太
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５７号
札幌市豊平区西岡５条３丁目７番６―202号
債務者　岩崎　孝輝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部